

前論文最終頁

北方領土問題の歴史と諸権利(2)



高井 晋
(笹川平和財団特別研究員)

はじめに

- 1 領土主権と国家領域
- 2 北方領土問題の歴史(以上、前号)
- 3 第2次世界大戦前後の国際的文書(以下本号)
- 4 戦後の日露交渉史(以下次号)
- 5 北方領土に関わる諸権利

おわりに

3 第2次世界大戦前後の国際的文書

(1) 南樺太の戦後処理と開拓事業

① 国境線の画定

日本は、ポーツマス講和条約で南部樺太を戦時割譲したが、当初は、大国ロシアとの戦争で兵力の分散を回避する必要上、戦場を樺太島まで拡大する意図はなかった。しかし日本は、バルチック艦隊を日本海海戦で破り旅順総攻撃が開始される頃、戦争の推移が日本優位に傾いてきたため、講和の商議における交渉を有利に運ぶため樺太作戦の決行を決断した。

1905年5月1日、新設された第13師団の各部隊が弘前と敦賀に終結を開始し、6月17日に天皇の裁可が下り、翌18日には出動命令が下された¹。ロシアの極東のはずれの樺太島に駐屯する守備隊は脆弱だった。第13師団は7月4日に大湊港を出港し、早くも7月9日には樺太南部の大泊(ロシア名コルサコフ)を占領し、12日にはウラジミロフカ付近の密林でロシア軍を撃破して200余人を捕虜にした。13師団の圧倒的な

¹ アジア歴史資料センター編「樺太作戦」、「日露戦争特別展Ⅱ」1頁。https://www.jacar.go.jp/nichiro2/sensoushi/rikujou10_detail.html

勢いに氣勢をそがれたロシア軍司令官のアルツイシェフスキー大佐は、16日に降伏交渉²を申し出、ロシア軍長官のリュブノフ中將は、7月31日に降伏勧告を受け入れた³。

樺太を占領した日本軍は、1905年8月1日から軍政を開始し行政権、立法権、司法権を掌握していたが、8月23日に民政署が設置されこれを引き継いだ。両国は、米国の仲介によりポーツマスで講和の商議を行い、1905年9月5日にポーツマス講和条約を締結したことは前述した。日本は、当初こそ樺太経営について確たる政策をもっていなかったが、同条約の発効とともに、対処すべきいくつかの懸案事項、すなわち国境線の画定、ロシア住民の処遇、樺太農業開発等の問題が生じた。

国境線の画定については、北緯50度以南の樺太島が日本領となったため、日露間で国境画定会議が1906年11月に4回開催され、最終的に国境碑を設置することが決定された。この会議に先立ち、測量方法、境界標石の表示方法、作図の確認方法など、国境を定めるための会議が1906年6月から数回にわたり行われ。結局、国境碑の頭部の線を北緯50度とし、日本側に菊の紋章とロシア側にロシア帝国の国章を刻印することが決定された⁴。

樺太日露国境第2天測境界標



根室市歴史と自然の資料館 (<http://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/kyoikuiinkai/kyoikushiryokan/siryokann/1/676.html>)

2 日本軍がロシア軍に送付した「欽降書」における降伏条件は、①陸海軍人と軍属は全て捕虜とする、②武器、弾薬、食料その他軍必需品は日本軍に引き渡す、③各地の義勇兵に対してアルツイシェフスキー大佐が降伏を命ずる、④将校には帯剣を許す、の4条件であった(同論文、4頁)。

3 同論文、2頁。

4 樺太の日露国境画定については、上西勝也「史跡と標石で辿る日本の測量史」(<http://uenishi.on.coocan.jp/j870karafuto.html>)を参照。

人跡未踏の密林を踏み分け困難を極めた国境線測量は、ロシア軍より遥かに高度の測量技術を有する日本軍が主として行い、1907年9月、北緯50度線上に7～10km間隔で4基の天測境界標と17基の標石が建設された。日本史上最初で最後の陸上国境線に設置された標識であった⁵。

②戦争捕虜と樺太島残留ロシア人の処遇

日本は、南樺太の統治権を行使するに当たり、南部樺太に居住していたロシア人住民と戦争捕虜の処遇の問題があった。ロシアは、1868年5月、正式にロシア最果ての地の樺太島を囚人による植民を決定した⁶が、その後、樺太に送り込まれた囚人⁷と夫の後を追って自主的に樺太島へ渡ったその家族、そしてそれ以前と以降に農業等に従事するために自主的に入植した自由入植者などの取扱いの問題である。ポーツマス講和条約は、第10条で南樺太の住民に関する規定があり、不動産を売却して本国に引き揚げるか、あるいは日本の法律に従うことを条件に樺太残留を認め、職業や財産を保護するとしていたからである。因みに、第10条の規定は以下の通りである。

日本國ニ讓與セラレタル地域ノ住民タル露西亞國臣民ニ付テハ其ノ不動産ヲ賣却シテ本國ニ退去スルノ自由ヲ留保ス但シ此ノ露西亞國民ニ於テ讓與地域ニ在留セムト欲スルトキハ日本國ノ法律及管轄權ニ服従スルコトヲ条件トシテ完全に其ノ職業ニ従事シ且財産權ヲ行使スルニ於テ支持保護セラレレルヘシ日本國ハ政事上又ハ行政上ノ權能ヲ失ヒタル住民ニ對シ前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ又ハ之ヲ該地域ヨリ放逐スヘキ充分ノ自由ヲ有ス但シ日本國ハ前記住民ノ財産權カ完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス

ロシアの文豪 A. チューホフは、30歳になった1890年4月にモスクワから馬車を乗り継いで樺太島へ渡り、約3か月に亘って住民の実情を

5 同上。

6 天野尚樹「サハリン流刑植民地のイメージと実態—偏見と適応—」、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター編『境界研究』(2010年)120頁。

7 当時のロシア流刑囚は、流刑苦役囚、流刑入植囚、流刑上がり農民に分類されてた。流刑苦役囚は、純然たる囚人であり、刑罰としての労役に服することになる。苦役囚としての刑期を終えたと流刑入植囚に編入され、島内の特定された入植地で住居を構えて農業等に従事することになる。流刑入植囚は、2～3年経過後、国庫からの食糧供給がなくなるため、完全に自活しなければならなかった。(同論文、117-118頁。)

限なく調査した。チェーホフが地獄のようだと評した樺太島には、1891年1月1日の時点で流刑囚16,000人が住んでいたと言われており、チェーホフは、約1万人の徒囚と移住民に直接面接し、カードを作成した⁸。また、同時点での樺太島内総人口は34,368人(うち流刑囚23,062人)で、そのうち女性の数は7,891人(うち流刑囚2,514人)という⁹。また別の資料によれば、日露戦争開始時における樺太島の人口は、先住民4,000人を含めて約4万人であったという¹⁰。

樺太島の住民の多くは日露戦争中に本国へ引き揚げたが、ポーツマス講和条約の締結時には、未だ8,000人ほどが残留していた。戦争中から戦後にかけての住民の島外退去は、①自力による大陸への脱出、②日本軍輸送船によるデカストリー方面への移送、③日本軍輸送船による日本国内への移送の方法があった。当時6人いた政治流刑囚は自由が与えられた。島外退去を出願した非軍人・非戦闘員の住民に対しては、自費渡航者にのみ日本入域を許可し、それ以外はタートル海峡対岸の大陸へ移送した¹¹。

日本経由による本国送還を希望したのは、文官、その家族、行き場のない孤児、日本軍に解放された政治流刑囚などで、1905年7月24日から9月9日までに捕虜となった将校106人と下士官・兵士6,015人、および非軍人・非戦闘員が1,685人で、合計7,782人の住民が青森港へ上陸した¹²。青森に上陸した捕虜の将校は、仙台、弘前、秋田、山形に移送され、下士官・兵士は、当初習志野に次いで名古屋、浜寺、大津の収容所に移送された。非軍人・非戦闘員の住民は、一部の例外を除き、横浜でフランス領事に引き渡された。かくして、ポーツマス講和条約第

13条に基づく捕虜の本国送還は、1905年11月12日に開始され、翌年2月19日までに完了した¹³。

日本軍は、国際法を遵守して日露戦争を戦ったため、ヨーロッパのキリスト教国から「東洋の君子国」と称賛されたことは周知のとおりである。日本は、捕虜の処遇を始め非戦闘員の取扱いにおいても国際法に基づいて適切な措置をとった。この点、第2次世界大戦前後に日本軍捕虜を酷使し多くを死に至らしめた、スターリンの捕虜処遇とは雲泥の差であった。

③南樺太の開拓と引き揚げ

日本は、北緯50度以南の樺太島を領有することになったことから、1907年4月1日に樺太庁を設置し、当時、漁業、林業、農業などの第1次産業が主体の樺太を本格的に開拓する任務を付与した¹⁴。樺太庁は、設立間もなく道路と鉄道を敷設し、産業企業、炭鉱その他の鉱山開発、通信システムの建設を推進した。換言すると、南部樺太の各地に産業を興し、都市建設を進めていき、炭鉱の開発が活発化に伴い各地に炭鉱の町が形成され、稚内と大泊間の航路が開設されて以来、樺太の人口が急増した。

南樺太の開拓事業が樺太庁へ移管された後の1909年、輸送力の増強を図るために、当時、帝国陸軍が軍需輸送のために建設した軍用軽便鉄道の軌間600ミリを1,067ミリへ改軌工事を行った。これ以後、樺太の鉄道は、各地域に点在する民営鉄道や軌道を除き、樺太庁が運営する国有鉄道となり、1918年4月に樺太庁鉄道事務所が設置され、1943年4月には樺太庁の鉄道が鉄道省に移管されて樺太鉄道局が設置された¹⁵。

また樺太庁は、樺太移住民に対する教育にも重点を置き、日本の国民教育システムが導入されていた。1907年には、樺太庁管内の官立初等学校は3校(学級数23、教員数14人、生徒数1287人)、私立初等学校は5校(学級数5、教員数5人、生徒数155人)を数えた¹⁶。1920年には、6年制

8 チェーホフによる樺太島住民調査については、サヴェリエフ E.H. (望月恒子訳)「チェーホフのサハリン島住民調査資料の学術的刊行」、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター編『日本とロシアの研究者の目から見るサハリン・樺太の歴史(1)』(『21世紀 COE プログラム研究報告集』No.11、2006年)を参照。因みに、戯曲『桜の園』の作者 A. チェーホフは、モスクワへ帰った後 1895 年にかけて道中記録を『シベリアの旅』、調査結果を『サハリン島』として発表している。『サハリン島』には樺太島の暗い側面が印象的な筆致で数多く書き込まれている(天野前掲論文、116頁)。

9 天野前掲論文、135頁。

10 原暉の「日本におけるサハリン島民、1905年」、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター編『サハリン・樺太の歴史(1)』前掲書、47頁。

11 同論文、49-50頁。

12 同論文、47-48頁。

13 同論文、53-54頁。

14 樺太島経営は陸軍大臣寺内正毅と内務大臣原敬が主導して行われたが、二人の対立と妥協については、楊素霞「日露戦争後における植民地経営と樺太統治機構の成立—日本政府内部の議論から見る—」、立命館大学社会システム研究所編『社会システム研究』第32号(2016年3月)を参照。

15 一般社団法人全国樺太連盟編『樺太のQ & A』(http://kabaren.org/karafuto_q-a/)

16 スコパチ H.P.「北サハリンと樺太における国民教育の状況の比較(1905～1925)」、北海道